

NHK党 党員規約

第1条（目的）

NHK党党員規約（以下、「本規約」とする。）は、NHK党規約（以下、「NHK党規約」とする。）第4条に基づき、NHK党の党員に関することを定める。

第2条（党員）

NHK党規約第2条に賛同する日本国民で、下記のいずれかに該当する者を本党の党員とする。

- ①国会議員及び地方議員で、党首が党所属議員として認めた者（以下、「党所属議員」とする。）
- ②国政選挙における本党の公認を受けた者（以下、「党公認候補者」とする。）
- ③国政選挙における本党の公認審査を受けようとする者（以下、「党公認希望者」とする。）
- ④国政選挙における本党の公認審査の投票権を得たい者で、本規約第三条の入党手続きを行った者（以下、「投票者」とする。）

第3条（入党手続き）

前第二条3項の入党手続きは以下のとおりとする。

- ①所定の入党申込書の提出または所定のフォームへ必要事項を入力し送信
- ②党費の定めのある場合は、所定の党費を納める

第4条（党費）

党員が納める党費は、下記のとおりとする。下記に定めのない党員は、納める党費はないものとする。

- ①党公認希望者は、1回の公認審査につき5,000円
- ②投票者は、1回の公認審査につき1,000円

第5条（入党期間）

党員の入党期間は下記のとおりとする。

- 1.党所属議員は、当該議員を辞職または離党希望を出し党首が離党を承認するまで
- 2.党公認候補者は、当該選挙が終了するまで
- 3.党公認希望者は、公認審査が終わるまで
- 4.投票者は、公認審査が終わるまで

第6条（離党）

党員は、別に定める離党手続きを行う事で離党することができる。

第7条（党員資格の喪失）

党員は、NHK党規約にある懲戒処分や下記の禁止行為を行うまたは他人に行わせる等の助長行為により党員資格を喪失することがある。本条に基づいた党員資格の喪失は役員会で決定する。また、党員資格を喪失したことにより発生した損害については、党は一切の責任を負わないものとする。

- ①党の政治活動又は選挙運動等を妨害する行為
- ②誹謗中傷など党、党役員、または党員の権利を侵害する行為
- ③事実と異なる情報を流布する等党の活動を混乱させる行為
- ④党員の権利により得た個人情報を本人の同意なく第三者へ提供する行為
- ⑤その他、党の政策実現や党戦略に反すると認められる行為

第8条（その他）

その他、党員に関することで本規約に定めのないものは、党役員会において決定する。

附則

本規約は、令和4年4月25日より実施する。